



文化芸術でまちを元気にしよう!

～ 文化振興事業補助金のお知らせ～

【令和3年度実施事業募集】

高山市では、市民の自主的な文化芸術活動を支援し、文化芸術の振興を図るため、市民等を対象に市内で実施する文化芸術事業に対して補助金を交付します。

◆ 対象事業は？

- ① 令和4年3月31日までに実施される文化芸術事業。ただし、収支が黒字の事業や単なる教室のおさらい会は対象外。
- ② 文化芸術の振興を図る目的で、市民等を対象に市内において行われる事業。
- ③ 収益を求めない事業。

◆ 対象団体は？

以下の全ての条件を満たす団体

- ① 文化芸術活動を目的とした団体
(実行委員会などの組織を含む)
- ② 市内に事務局または住所を有する団体
- ③ 過去に交付を3回受けたことがある団体以外
- ④ 同年度内に既に交付を受けた団体以外

◆ 申請の手続きは？

申請には、次の書類が必要です。

- (1) 高山市文化振興事業支援補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書(補助対象経費と補助対象外経費を区別してあるもの)
- (4) 団体の構成メンバー 一覧
- (5) 団体の活動目的及び活動実績がわかるもの

※(1)の申請書は、高山市HPからダウンロードすることができます。市HP(行政情報)→くらしの情報→生涯学習→高山市文化振興事業支援補助金のお知らせ

※(2)～(5)は任意の様式で構いません。(3)については、上記HP上に記入例を掲載しております。

◆ 申請の締切は？

- | | | | |
|------|------|----------|-----|
| 一次募集 | 令和3年 | 3月22日(月) | 終了 |
| 二次募集 | 令和3年 | 5月14日(金) | 終了 |
| 三次募集 | 令和3年 | 7月16日(金) | 終了 |
| 四次募集 | 令和3年 | 9月17日(金) | 終了 |
| 追加募集 | 令和4年 | 1月31日(月) | 募集中 |

※予算額に達した場合、申請の受付は終了となります。

◆ 補助金額は？

- ・補助対象経費の3分の1以内。
- ・45万円又は補助対象経費から当該文化事業に係る収入額を控除して得た額のいずれか少ない額が上限。
- ・市が実施する他の補助制度等と重複して補助金の交付を受けることはできません。

◆ 補助対象経費は？

補助対象事業として**決定した日以後に実施された事業において支払う経費のうち、以下に該当するものが対象**となります。

※用途によっては、**対象経費とならない**場合があります。詳細は担当へご確認ください。

科目	補助対象経費の種類
1 報償費	講師等に係る謝礼
2 旅費	出演者等の交通費、宿泊費及び日当、出演交渉等に係る旅費
3 需用費	ポスター及び無料配布のプログラム等に係る印刷費、事業実施に必要な消耗品費(賞金・賞(景)品代、事務用、財産的要素の強いものは不可)
4 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料
5 委託料	音響照明等舞台操作委託料、警備・交通整理委託料、デザイン料、会場設営等業務委託料、看板製作等委託料
6 使用料及び賃借料	著作権等使用料、会場使用料、車両機械及び展示品等に係る賃借料

◆ 申請から交付までの流れは？

- ①市は、提出された申請書をもとに審査に付し、補助対象か否かを決定します。※決定は申請書提出から約3週間かかります。
- ②事業を実施します。
- ③事業終了後に実績報告や収支決算書(支払いをした証拠書類の添付が必要)などの書類を提出します。
- ④市は、収支決算書をもとに、交付額の最終決定をします。申請額を必ず交付するものではありませんので、ご注意ください。

※交付決定前に支払われた経費は対象となりません。

※交付決定後に変更があっても、補助金の増額は行いません。

【問合せ・提出先】 高山市役所 市民活動部 生涯学習課

〒506-8555 高山市花岡町2-18

電話：0577-35-3155 FAX：0577-35-3414 E-mail：shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp



補助金の交付決定について



市では、申請書の受理後、その内容を審査します。
審査は17名の社会教育委員が行います。
この審査内容を踏まえ、補助金の交付決定を行います。
審査結果は、審査終了後、申請者にお知らせします。

(審査基準)

審査項目	審査基準
公益性	・不特定多数の者の利益、社会の利益につながる事業である。
	・地域の活性化や地域が抱える課題を解決する取組みである。
独創性・先駆性	・独自の発想や新たな視点による事業である。
	・市内で類例のない取組み、新しい鑑賞者や支援者の掘り起こしが期待できる事業である。
発展性	・他の市民や団体への波及効果、団体の自立や事業の発展が期待できる事業である。
	・文化の継承や次世代の育成を促す事業である。
実現性	・計画や費用が実現可能で妥当な事業である。
	・しっかりとした目的(対象・事業効果など)を持って企画、立案された内容である。
高山らしさ	・高山市の人材、歴史、文化、自然、社会基盤等を活かす事業である。
	・地域資源の再発見や再評価、新たな発掘となる事業である。

(審査方法)

- ① 審査員が審査票により、事業毎に評価を行います。
- ② 各審査員は、審査基準に対し、5段階評価で行います。
- ③ 各審査員の総計を団体の得点とします。
- ④ 得点により団体に順位をつけ、得点率50%以上の団体について、予算内で補助交付団体を決定します。
- ⑤ 優先順位の決定は、得点が高い団体を上位とします。

※公平性を確保するため、審査員本人若しくは同居の親族が所属している団体が応募してきた場合には、当該審査員は、審査を辞退することになっています。